

犯罪から子どもを守るための対策

平成17年12月20日
犯罪対策閣僚会議策定報告

平成18年12月19日
犯罪対策閣僚会議改定報告

平成19年12月21日
犯罪対策閣僚会議改定報告

平成20年12月22日
犯罪対策閣僚会議改定報告

平成21年12月22日
犯罪対策閣僚会議改定報告

— 目 次 —

第一章 現在進行中の事項及び今後の推進事項

第一節 登下校時の安全確保のための対策

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1 学校における対策 | p.5 |
| (1) 防犯教育の推進 | |
| ○ 防犯教育の推進 | |
| ○ 防犯教室の推進 | |
| 2 地域における対策 | p.5 |
| (1) 犯罪を起しにくい環境整備 | |
| ○ 子ども緊急通報装置等の整備 | |
| ○ 子どもを犯罪から守るための環境づくりの支援 | |
| (2) 子どもを守るための諸活動の充実 | |
| ○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進 | |
| ○ 路線バス等を活用した通学時の安全確保 | |
| ○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援 | |
| ○ 「子ども110番の家」に対する支援 | |
| ○ 学校警察連絡協議会等の活用促進 | |
| ○ スクールサポーター制度の活用 | |
| ○ 交番相談員による子どもの見守り活動の実施 | |
| ○ 母親クラブ等地域における子どもの安全確保に向けた取組の推進 | |

- (3) 情報通信技術や防犯ブザーの活用
 - 子ども防犯ブザーの実効性の確保

3 犯罪対策 p. 7

- (1) 取締りの強化
 - 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等
 - 匿名通報ダイヤルの推進
- (2) 犯罪防止・再犯防止
 - 再犯防止対策
 - 出所情報の共有

第二節 犯罪から子どもを守るための総合対策

1 学校における対策 p. 8

- (1) 学校の安全対策の充実
 - 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知
- (2) 防犯教育の充実
 - 防犯教育の推進（再掲）
 - 防犯教室の推進（再掲）
 - 防犯教育のための教員の資質の向上
- (3) 学校施設の安全
 - 学校施設の整備に係る経費の補助
- (4) 情報モラル教育の推進
 - 情報モラル教育の推進

2 地域における対策 p. 9

- (1) 犯罪を起こしにくい環境整備
 - 子ども緊急通報装置等の整備（再掲）
 - 子どもを犯罪から守るための環境づくりの支援（再掲）
 - 農山漁村における照明施設の整備等防犯に配慮したむらづくりの推進
 - 安全・安心等に配慮した商業施設整備
 - 防犯まちづくりの推進
- (2) 子どもを守るための諸活動の充実
 - 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進（再掲）
 - 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援（再掲）
 - 「子ども 110 番の家」に対する支援（再掲）
 - 学校警察連絡協議会等の活用促進（再掲）

- スクールサポーター制度の活用（再掲）
- 交番相談員による子どもの見守り活動の実施（再掲）
- 総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）の推進
- 科学的知見・手法等を活用した子どもの安全対策の実施
- コンビニエンスストアのセーフティーステーション化
- 家庭教育における防犯教育の充実
- 青少年の健全育成環境の整備
- 青少年を取り巻く有害環境対策の推進
- インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進
- 中・高校生等の居場所づくりの推進
- 女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進
- 児童虐待防止対策の推進
- 市町村における子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の整備
- 児童養護施設や里親制度の充実
- 子どもの人権問題に関する相談体制の充実
- 児童相談所の体制等の強化

3 犯罪対策 p. 13

(1) 取締りの強化

- 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等（再掲）
- 匿名通報ダイヤルの推進（再掲）
- 児童ポルノ対策の推進
- いわゆる出会い系サイト等及び出会い系喫茶に係る児童の性犯罪被害等の防止
- インターネット上の違法・有害情報対策
- インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討
- 外国人の入国管理の適正化
- 新たな在留管理制度の創設

(2) 犯罪防止・再犯防止

- 再犯防止対策（再掲）
- 出所情報の共有（再掲）
- インターネット上の違法・有害コンテンツに対応したレイティング基準の整備とフィルタリングの推進

第二章 既に措置した事項

第一節 登下校時の安全確保のための緊急対策6項目 p. 17

- 全通学路の緊急安全点検
- すべての学校における防犯教室の緊急開催
- すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ
- 学校安全ボランティアの充実
- 路線バスを活用した通学時の安全確保
- 国民に対する協力の呼びかけ

第二節 登下校時の安全確保のため重点的に推進した事項p. 18

第三節 犯罪から子どもを守るための総合対策に係る事項p. 20

(備考)

この「犯罪から子どもを守るための対策」については、今後の犯罪情勢や関係機関における取組の状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第一章 現在進行中の事項及び今後の推進事項

第一節 登下校時の安全確保のための対策

1 学校における対策

(1) 防犯教育の推進

○ 防犯教育の推進

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を平成13年11月に作成し、配布してきたところであり、その中でも、①通学路の要注意箇所のマップの作成・周知、②地域の関係機関等の連携、③「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の周知、④登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところである。この参考資料については、学校安全に関する規定を充実した学校保健安全法の施行等を踏まえ、平成21年度に改訂し、各学校に配布することとしている。

また、平成17年11月、12月に発出した通知等においても、登下校時における安全確保について、①通学安全マップの作成等を通じた指導、②防犯教室等の活用、③万一の場合に対応するための指導について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその趣旨の周知徹底を図る。

○ 防犯教室の推進

子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型等の効果的な被害防止教室を推進するとともに、防犯教室の教育内容・方法の充実を図るため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施を推進する。

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

○ 子ども緊急通報装置等の整備

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置を整備した。子ども緊急通報装置については、平成14年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として47地区に329基、16年度から19年度は補助事業として12地区72基整備し、現在、運用している。

○ 子どもを犯罪から守るための環境づくりの支援

子どもを犯罪から守るための環境整備のため、平成21年度補正予算において、「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」として、全国で15の防犯ボラン

ティア団体をモデル事業実施団体に選定し、子ども見守り活動等を補完するための防犯カメラの整備、団体の情報発信等のための支援サイトの運営等を推進している。

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア（スクールガード）の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導等を推進する。

また、登下校時におけるパトロール、防犯訓練の実施、通学安全マップの作成、ITを活用し関係者間で情報を効果的に共有できるようにするための取組、路線バス等をスクールバスとして活用し通学路の安全を確保するための取組等、学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動を支援する。

○ 路線バス等を活用した通学時の安全確保

国内外の参考となる事例の提供等により、地域の路線バス等を登校時又は下校時にスクールバスとして活用する取組を促進する。

○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援

・公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動に対する支援を拡充し、子どもの安全確保のための活動を推進する地区を追加指定して、通学路等警戒活動に役立つ物品等の貸与のほか、地域安全情報の提供、防犯講習・訓練の実施、警察官との合同パトロールを実施している。

・自主防災組織等が中心となり、関係団体等と連携を図り、公民館等を防災・防犯活動の拠点（地域安心安全ステーション）とし、防災・防犯パトロールや防災訓練などを行う地域安心安全ステーション整備モデル事業（消防庁と警察庁が連携して実施）の実施団体を選定するとともに、出前講座やシンポジウムを開催し、事業の全国展開を促進した。また、地域安心安全ステーション整備モデル事業のうち顕著な取組事例について、消防庁のホームページに掲載することによって幅広く周知している。

○ 「子ども 110 番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども 110 番の家」の活動について、平成 17 年 10 月、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルを作成して都道府県警察に配布したほか、引き続きその活動の支援に努めている。

○ 学校警察連絡協議会等の活用促進

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会等の活用の促進を図っている。

○ スクールサポーター制度の活用

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター（非常勤職員）として、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進するため、「スクールサポーター制度の拡充について」（平成18年1月）を發出して、スクールサポーター制度の推進を図ることを都道府県警察に指示している。

警察委嘱によるスクールサポーターとして報告のあった者は、平成21年4月現在、41都道府県545人となっている。

○ 交番相談員による子どもの見守り活動の実施

平成20年1月に、交番相談員の職務範囲の拡大を内容とする交番相談員運営要綱の改正を行い、交番相談員による登下校時等における子どもの見守り活動を実施している。

○ 母親クラブ等地域における子どもの安全確保に向けた取組の推進

母親クラブ、老人クラブなどの地域組織による子どもの見守り活動や、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターなどによる子どもの送迎等の取組を支援し、子どもの安全確保の活動を推進する。

(3) 情報通信技術や防犯ブザーの活用

○ 子ども防犯ブザーの実効性の確保

子どもが携帯する防犯ブザーによる安全確保の実効性を向上させるため、平成18年11月に関係団体の協力を得て策定した防犯ブザーの性能基準について、平成21年4月に落下強度試験の規格を改正した。改正性能基準に適合した防犯ブザーの普及を促進している。

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

○ 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

子どもが被害者となる犯罪の迅速な検挙を図っているほか、平成21年4月、子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告を講じる活動の専従班を設置し、更なる被害の未然防止対策の強化に努めている。

○ 匿名通報ダイヤルの推進

警察では、平成19年10月から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい少年の福祉に関する一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の運用を開始し、これらの犯罪を早期に認知し、検挙に結び付けるための取組を推進している。また、平成21年7月から、これまでの電話による受付に加え、インターネット

による受付を開始し、更なる利便性の向上に努めている。

(2) 犯罪防止・再犯防止

○ 再犯防止対策

刑事施設においては、平成18年度から性犯罪者処遇プログラムを実施している。引き続き、処遇プログラムの実施状況を踏まえながら、効果的な指導が実施できるよう、指導者の養成、指導内容の充実を図っていく。

地方更生保護委員会では、引き続き、性犯罪者に対する充実した仮釈放審理を実施している。また、保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。

○ 出所情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については、引き続き、法務省と警察庁との間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置等を採用とともに、現在の枠組みの実効性等について検証し、より効果的な出所者情報の共有方策について検討する。

第二節 犯罪から子どもを守るための総合対策

1 学校における対策

(1) 学校の安全対策の充実

○ 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知

学校の安全管理の取組について、学校や地域の状況等を踏まえ、「危機管理マニュアル」の作成や、防犯訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の防犯監視システムの整備、さすまた等の安全を守るための器具の配備等が進められているところであるが、その一層の推進を図るため、これらの状況等について、実態調査を行うとともに、その結果を広く公表する。

(2) 防犯教育の充実

○ 防犯教育の推進（再掲 第一節1(1)）

○ 防犯教室の推進（再掲 第一節1(1)）

○ 防犯教育のための教員の資質の向上

児童生徒等の安全確保を図るためには、研修等の機会を通じて、教員の資質向上を図る必要があるため、平成21年度には、学校安全指導者養成研修（平成21年6月開催）等において登下校時の安全確保を含む子どもを脅かす様々な安全対策課題をテーマにし、

教員の資質向上を図ったところであり、各種研修会において教員の資質向上のための取組を進める。

また、学校安全（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の充実のためには、一部の教職員だけでなく学校全体で取り組む必要があることから、平成20年度においては、校内研修等で活用できる先進的な取組の実例や安全対策の知識等を伝達するため、安全教育資料（DVD）を作成し、各小学校に配布したところであり、平成21年度には、中学校・高等学校向けの安全教育資料（DVD）を作成し、配布することとしている。

（3）学校施設の安全

○ 学校施設の整備に係る経費の補助

公立学校の安全対策を充実するため、公立学校における門、フェンス等の設置・改修に要する経費等安全確保に関し必要な工事に対して補助を実施している。また、私立学校においても、安全管理対策のための施設整備事業費の補助を実施している。さらに、国立大学附属学校においても、校門等への監視カメラ等の防犯装置の設置等を行うとともに、「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告」をまとめ、各国立大学及び附属学校等に配布しており、施設整備の一環として行う安全確保に関する経費の補助を実施している。

（4）情報モラル教育の推進

○ 情報モラル教育の推進

小中学校の新学習指導要領（平成20年3月28日告示）において、各教科等の指導において、情報モラルを身に付けることを新たに規定するなど、義務教育における情報モラル教育の充実を図ることとし、平成21年3月、各教科等における具体的な指導に当たって教員の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成した。

また、高等学校の新学習指導要領（平成21年3月19日告示）においても、各教科・科目等の指導において、情報モラルを身に付けることを新たに規定した。さらに、必修教科である共通教科「情報」において、情報モラル教育については、これまで、指導する際に機会をとらえて情報モラルにも触れることを学習内容を取り扱う際の配慮的事項としていたものを、指導内容として位置付けた。

このほか、平成21年度から、情報モラル専門員の地域への派遣や指導主事等を対象とした情報モラル等教育の研修を行う「学校における情報モラル等教育の推進事業」を実施し、学校における情報モラル教育の一層の推進を図ることとしている。

2 地域における対策

（1）犯罪を起こしにくい環境整備

○ 子ども緊急通報装置等の整備（再掲 第一節2（1））

○ 子どもを犯罪から守るための環境づくりの支援（再掲 第一節2（1））

○ **農山漁村における照明施設の整備等防犯に配慮したむらづくりの推進**

地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道等において、附帯施設として照明施設、防護柵等の設置を推進する。

○ **安全・安心等に配慮した商業施設整備**

商店街振興組合等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会的課題に対応した商業活性化の取組に対して支援を実施している。平成18年以降、少子高齢化、安全・安心等に配慮したものととして、街路灯、防犯カメラ、防犯カメラ付きアーケード等の施設整備事業84件を採択しており、引き続き支援を実施していく。

○ **防犯まちづくりの推進**

通学路等の地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理にあたり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進めている。まちづくり交付金、地域住宅交付金等を活用して、自治体等が行う防犯まちづくりへの取組を支援している。

(2) **子どもを守るための諸活動の充実**

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進（再掲 第一節2(2)）

○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援（再掲 第一節2(2)）

○ 「子ども110番の家」に対する支援（再掲 第一節2(2)）

○ 学校警察連絡協議会等の活用促進（再掲 第一節2(2)）

○ スクールサポーター制度の活用（再掲 第一節2(2)）

○ 交番相談員による子どもの見守り活動の実施（再掲 第一節2(2)）

○ **総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）の推進**

各市町村において小学校の余裕教室や児童館等の活用を図り、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則としてすべての小学校区での実施を目指して、その着実な推進を図っている（21年度実施箇所数 放課後子ども教室(予定)；全国8,719箇所、放課後児童クラブ；18,479箇所）。

○ **科学的知見・手法を活用した子どもの安全対策の実施**

平成19年度から、独立行政法人科学技術振興機構が実施している社会技術研究開発事

業において、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域を設定し、現場で問題解決に取り組む人たちと研究者の協働により、防犯対策に科学的な知見や手法を導入するとともに、社会に役立つ効果的で持続的な取組となるよう、平成19年度及び20年度にそれぞれ4件、21年度に5件の研究開発プロジェクトを採択して研究開発を推進している。また、多くの関与者に開かれたネットワークの構築につながるよう、ウェブサイトの開設とメールマガジンの発行を行い、様々な情報を提供している。

○ コンビニエンスストアのセーフティステーション化

警察庁は、コンビニエンスストアに対し、「子ども110番の家」の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立ち寄り、地域安全情報の提供等について協力している。

また、警察庁と経済産業省は、平成17年10月から（社）日本フランチャイズチェーン協会が実施する「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動」の全国展開を支援している。

○ 家庭教育における防犯教育の充実

平成11年から、乳幼児や小中学生を持つ全国の親に対し、家庭教育手帳を作成・配布しているところであり、平成16年から内容の改善・充実を図り、その中で「危険を知ることが、身を守ることにつながる」「子どもと危険や事故の防止、対処の仕方について話し合う」等の記述を盛り込み、子どもを守るための各家庭での意識の啓発を促進している。平成21年版からは配布方法を変更し、全国の教育委員会等に原版を提供して、家庭教育に関する学習機会等での活用を促している。また、平成17年12月9日、幼児児童生徒の安全確保のために（社）日本PTA協議会に協力を要請したところであり、学校とPTAの連携の強化等に努める。

○ 青少年の健全育成環境の整備

内閣府において、青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体及び国民が一体となって取り組むため、平成19年12月に、「有害情報から子どもを守るための検討会」の中間取りまとめ（「有害情報から子どもを守るために」）を行ったところ、これを踏まえ、関係府省庁が連携して、有害情報から子どもを守るための取組を推進する。

○ 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、教育関係者・青少年団体等を構成員とした都道府県単位の実行委員会等が実施する地域の実情に応じたフィルタリングの普及・促進事業や啓発資料等の作成・配布を支援している。また、関係団体の連携体制を構築するため、「ネット安全安心全国推進会議」や全国的なフォーラムを開催するなど、青少年を有害情報から守るための取組を総合的に推進している。

○ インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進

平成21年4月1日から施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的

な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)が策定された。同基本計画に基づき、関係府省庁が連携して、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動等を推進している。

○ 中・高校生等の居場所づくりの推進

地域において中・高校生等が自主的に参加し、自由に活動して、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所として、児童の健全育成の拠点である児童館、児童センターの積極的な活用を図り、その取組を推進する。

○ 女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月)に基づき、子どもが被害者となる犯罪その他の事案につき、ボランティア、自治体等との連携による子どもを守る施策を推進している。

○ 児童虐待防止対策の推進

厚生労働省では、児童虐待の発生子防のため、生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問による養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の実施を推進しており、平成21年7月現在で、「乳児家庭全戸訪問事業」は、全市町村のうち84.1%、「養育支援訪問事業」は、全市町村のうち55.4%で実施されている。また、平成21年4月から施行された改正児童福祉法により、これらの取組は法律上位置付けられ、市町村にその実施について努力義務が課せられたところであり、更なる普及・促進を図っていく。

警察では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告を行うほか、犯罪の捜査や警察官職務執行法上の権限行使等の措置を通じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、被害少年の支援に際しては、精神科医、臨床心理士等の専門家のうちから、被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、少年補導職員による継続的な支援を実施している。

○ 市町村における子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の整備

市町村において関係機関等が連携し、児童虐待等の対応を図る子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置を促進しており、その設置率は、平成21年4月1日現在で、全市町村の97.6%(虐待防止ネットワークを含む。)となっている。

また、平成21年4月から施行された改正児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会の協議対象を拡大したほか、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を置く努力義務を課したことにより、機能強化を図っている。

○ 児童養護施設や里親制度の充実

児童養護施設等においては、保護者から虐待を受けた子ども等に対して、早期の家庭復帰を図るため、保護者への相談・指導等を行う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)や心理的ケアが必要な児童に対し心理療法を行う心理療法担当職員の

配置を図っている。

被虐待児童については、できる限り家庭的な環境の中で個別的な関係を重視した小規模グループケアの更なる推進を図ることとしている。

さらに、家庭的な環境の中で愛着関係を形成しつつ養育できる里親委託を推進するため、平成21年4月から施行された改正児童福祉法に基づき、社会的擁護の担い手である「養育里親」の里親手当の引上げや里親を支える支援体制等の整備等を行っている。

○ 子どもの人権問題に関する相談体制の充実

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権を擁護するため、法務局・地方法務局及びその支局や公民館等で人権相談所を開設し、人権相談に応じているほか、法務局・地方法務局の本局に専用相談電話「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」を設置し、電話による人権相談にも応じている。なお、平成21年6月28日から7月4日までの1週間、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施した。

また、法務省のホームページ上にインターネット人権相談受付窓口「SOS-eメール」を開設しているほか、「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」を全国の小中学校の児童・生徒に配布し、手紙により子どもたちの発する危険信号をいち早く受け止める事業を実施するなどして、子どもの人権問題に関する相談体制の充実を図っている。なお、平成21年も「子どもの人権SOSミニレター」については、10月上旬から順次、全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布した。

○ 児童相談所の体制等の強化

夜間・休日の対応を確保する「24時間・365日体制強化事業」や一時保護所の環境改善の取組を引き続き推進するとともに、児童相談所が高度で専門的な判断が必要なケースに対応できる体制を確保するため、医療、法律等の専門機関との協力・連携体制の強化を図る。

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

○ 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等（再掲 第一節3(1)）

○ 匿名通報ダイヤルの推進（再掲 第一節3(1)）

○ 児童ポルノ対策の推進

児童ポルノの排除に向けた国民運動を展開するとともに、国民の意識調査や諸外国の規制調査等を行うなど、児童ポルノ等の排除に向けた取組を強化する。

警察庁では、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受け、将来にわたり苦しむ被害児童を無くすため、平成21年6月、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、このプログラムに盛り込まれた取締り、流通防止対策、被害児童支援の三点を柱とする各種施策の実現を図ることにより児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。

○ いわゆる出会い系サイト等及び出会い系喫茶に係る児童の性犯罪被害等の防止

いわゆる出会い系サイトやコミュニティサイトを始めとする出会い系サイト以外のサイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、禁止誘引行為等に係る取締りを推進するとともに、出会い系サイト以外のサイト事業者に対して、児童被害の防止に向けた自主的な取組の推進を要請している。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶の営業についても、18歳未満の青少年の立入制限等の自主規制措置に係る働き掛けや関係法令の積極的活用による取締りに努めるとともに、新たな規制について検討を進める。

○ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対応するため、引き続き、悪質な事犯に重点を指向した取締りを推進するとともに、インターネット・ホットラインセンターによる違法・有害情報が掲載された電子掲示板の管理者等に対する削除依頼、サイバーパトロールの民間委託等を実施している。

また、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省は、合同で「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」（平成21年2月10日付け）を都道府県警察、都道府県知事、都道府県教育委員会、PTA等に対し発出し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、学校関係者や保護者を始め住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼している。さらに、非行防止教室等の各種啓発活動に従事する警察職員への教養DVDを作成したほか、一般広報用リーフレットを作成し、配布するなど、携帯電話のフィルタリングの利用促進に重点を置いた取組を推進している。

総務省では、平成19年11月から、フィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の促進、インターネット利用に関する啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について、幅広く検討を行うことを目的として開催した「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終取りまとめ（平成21年1月）を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報対策の包括的政策パッケージとして「安心ネットづくり」促進プログラムを策定した。また、産学連携して自主的取組を推進する民間団体として平成21年2月に設立された安心ネットづくり促進協議会において、利用者がインターネットの光と影を理解し、賢く使いこなすことを目的とした普及啓発活動とともに、インターネットの利用環境整備に関する様々な調査等を行っている。さらに、同年8月から、「違法・有害情報相談センター」の運用を開始し、インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等、運営事業者からの相談に対応している。あわせて、同年9月から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発を行い、独立行政法人情報通信研究機構において、民間における活動を支援している。

経済産業省では、保護者・青少年に対するフィルタリングの普及啓発を行うべく、平成21年3月に家電量販店店頭でのフィルタリング普及キャンペーンを関係各省及び民間事業者と連携して実施するとともに、フィルタリング普及啓発セミナーを継続的に実施

している。また、インターネット上のコンテンツ格付け基準の整備・向上や安心ネットづくり促進協議会の活動等、民間における違法・有害情報対策の支援を進めている。

- **インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討**
電気通信事業者団体において、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」について不断の見直しを行っているところ、現在、薬物関連法規の判断基準等に関する見直しを実施している。

- **外国人の入国管理の適正化**

テロリスト、犯罪者又は不法就労等を目的とする外国人に対して、その流入を水際で確実に防止するため、厳格な入国審査を実施しているところ、出入国管理及び難民認定法の一部改正により、平成19年11月から、我が国に上陸しようとする外国人（特別永住者等を除く。）に対して、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられており、これにより、テロリスト等の入国を水際で更に確実に阻止することが可能となっている。また、今後も一層の偽変造文書対策を推進するとともに、平成21年8月からICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムの情報を入国審査に活用し、一層厳格な入国審査を実施することとしている。

- **新たな在留管理制度の創設**

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）により導入される新たな在留管理制度では、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握することとなる（公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。また、同制度の創設に伴い、法務省が関係行政機関及び外国人の留・就学先、研修及び稼働先等の所属機関等から、迅速かつ効果的に出入国管理行政の的確な遂行に必要な情報の提供を受けるとともに、それらの情報の分析・活用を行うことで不法滞在者や偽装結婚・正規の留学生を装うなどの偽装滞在者を生まない社会を構築する。

(2) 犯罪防止・再犯防止

- **再犯防止対策（再掲 第一節3(2)）**

- **出所情報の共有（再掲 第一節3(2)）**

- **インターネット上の違法・有害コンテンツに対応したレーティング基準の整備とフィルタリングの推進**

平成21年5月に、インターネット上の性・暴力等に関連する違法・有害なコンテンツに係るレーティング基準「Safety Online3.1」を策定するとともに、書き込み可能なCGMサイトの増加等、昨今の青少年インターネット利用実態を踏まえ、「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取組みについて～書き込み

可能なCGMサイト増加への対応～」を取りまとめた。また、フィルタリングのより一層の認知向上及び導入促進を図るべく、同年3月から、一か月間、関係各省・民間事業者等と連携して、フィルタリング普及キャンペーンを実施するとともに、フィルタリング普及啓発セミナーを継続的に実施している。

第二章 既に措置した事項

第一節 登下校時の安全確保のための緊急対策6項目

○ 全通学路の緊急安全点検

すべての小学校区において、学校、保護者・児童、警察、自治体等の関係者により、平成18年3月までに、全学校区・全通学路の安全点検を行うよう、平成17年12月22日付けの通知及び各種会議において要請した。また、点検の結果については、警察やボランティアのパトロールに直ちに反映させるほか、子どもが実感を持って危険箇所を認識することができるよう、全国のすべての小学校で通学安全マップを作成するなど子どもへの防犯教育への活用や地域における対策につなげることを要請した。

○ すべての学校における防犯教室の緊急開催

すべての学校の全児童生徒が、平成18年3月までに、学校と警察との連携等による実践的な「防犯教室」を受講できるよう、平成17年12月22日付けの通知及び各種会議において開催を要請した。

また、平成18年2月に防犯教室用の小学校低学年向けのリーフレット「大切ないのちとあんぜん」を作成し、対象となるすべての小学生に配布するなどの支援を行うとともに、その開催を支援するために、教師等が活用できる防犯教室等事例集「学校における防犯教室等実践事例集」を作成し、すべての小・中・高等学校等に配布した。

○ すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ

子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察が中心となり、学校、教育委員会、保護者、児童、地域住民等と連携した情報共有化のためのネットワークを構築するように都道府県警察に指示し、平成18年3月までに、管内に小学校があるすべての警察署が、管内の教育委員会及び小学校との間で情報共有体制を構築した。

○ 学校安全ボランティアの充実

すべての小学校区において、平成18年3月までに、地域社会全体で通学路の安全を含む学校安全体制が整備されるよう、平成17年12月22日付けの通知及び各種会議において学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を広く呼び掛けた。また、各学校を巡回し、学校安全ボランティアの指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導・評価等を推進し、平成18年度から、全国展開を図った。

○ 路線バスを活用した通学時の安全確保

全国で地域の路線バスを登校時又は下校時にスクールバスとして活用する方策について関係省庁による検討を行い、関係者間の合意形成に基づく迅速な対応等について平成18年2月17日付けで通知を発出し、対応が整った地域から順次導入できるよう、必要な支援措置を含め、環境整備を図った。

○ 国民に対する協力の呼び掛け

平成 21 年 7 月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び同年 11 月の「全国青少年健全育成強調月間」において、学校等の関係機関や関係民間団体、地域住民等が連携して行う防犯活動を推進した。また、家庭、学校、民間団体等すべての関係者の地域における防犯意識を高め、子どもの安全確保の取組への積極的な参加を促すため、テレビ等の各種媒体を使った政府広報を行った。

第二節 登下校時の安全確保のため重点的に推進した事項

- 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）」の通知を発出（平成 17 年 11 月 25 日）

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について、通学路の要注意箇所の把握、通学安全マップの作成、交番や「子ども 110 番の家」の場所の周知、万一の場合の対処法の指導など、必要な事項について点検を実施する等、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携が必要と提言した。
- 母親クラブ等による地域のパトロール活動等について更なる尽力を依頼（平成 17 年 12 月 5 日）
- 放課後児童クラブでの安全確保に対する取組をより一層強化するよう協力を依頼（平成 17 年 12 月 5 日）
- 「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」の発出（平成 17 年 12 月 6 日）（文部科学省と連携した通達）

通学路等における子どもの安全を確保するため、都道府県警察に対し、これまでの対策を一層強化するとともに、声掛け事案等不審者情報の迅速かつ正確な把握と情報の共有化、学校、PTA、防犯ボランティア団体、地域住民等との連携の強化、子どもに対する被害防止教育の強力な推進等について指示した。
- 「登下校時における幼児児童生徒の安全管理について」の通知を発出（平成 17 年 12 月 6 日）（警察庁と連携した通知）
 - i 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
 - ii 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底
 - iii 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進
 - iv 不審者等に関する情報の共有
 - v 警察との連携などについて具体的に提言した。
- 平成 17 年度第 2 回都道府県・指定都市教育委員会教育長会議（平成 17 年 12 月 6 日）において、文部科学大臣から子どもたちの安全確保について、万全を期すよう要請
- 老人クラブにおける地域の見守り活動を通じた児童の安全確保に向けた取組の推進について協力を依頼（平成 17 年 12 月 8 日）

- 児童の安全確保の推進のため、地域において送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの周知を依頼（平成17年12月8日）
- （社）日本PTA協議会に対して協力を要請（平成17年12月9日）
幼児児童生徒の安全確保のために（社）日本PTA協議会に協力を要請した。
- 関連通知等について、文部科学省ホームページに掲載（平成17年12月9日）
「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」等の通知について、文部科学省のホームページに掲載することによって幅広く周知した。
- シルバー人材センターにおける登下校時の送迎、パトロール等を通じた児童の安全確保に向けた取組の推進について協力を依頼（平成17年12月13日）
- 「通学路等における子供の安全確保について（依頼）」の通知を発出（平成17年12月13日）
（社）青少年育成国民会議、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市区町村民会議に対し、関係機関と連携して各地域における地域防犯への取組に協力するよう、また、関係する青少年団体にも参加を呼び掛けるよう依頼した。
- 通達のホームページ掲載（平成17年12月14日）
「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を、警察庁のホームページに掲載することによって当施策を幅広く周知した。
- 冬休み前の注意喚起として児童館・放課後児童クラブの安全確保に関して再度通知（平成17年12月14日）
- 「厚生労働省が所管する放課後児童クラブにおける安全対策について」の発出（平成17年12月19日）
都道府県警察に対し、都道府県及び市区町村の民政主管部、放課後児童クラブと連携した放課後児童クラブにおける児童の安全確保について指示した。
- 登下校時の安全確保に関する先進的な実践事例の提供（平成18年1月）
現在、学校や地域において、登下校時の児童生徒の安全確保のため、電子タグの活用やスクールバスの利用など様々な手段が講じられているが、学校や地域社会が、具体的な安全確保対策を立案し、実行に移すに当たり、参考となる情報として、登下校時の安全確保に関する事例集を平成18年1月に各学校に配布した。
- 防犯教室用リーフレット「大切ないのちとあんぜん」を作成・配布（平成18年2月、平成19年3月、平成20年3月、平成21年3月）
- 「学校における防犯教室等実践事例集」を作成・配布（平成18年3月）

防犯教室における実践的な小学校低学年向けのリーフレットを作成し、対象の全児童に配布するとともに、参考となる特色ある事例集を作成し、配布した。

- 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」の通知を发出（平成 19 年 7 月 23 日）

宮城県の小学校の児童が、7 月 20 日の登校中に犯罪に巻き込まれ重傷を負った事件を受けて、登下校時の幼児児童生徒の安全確保について、万全を期するよう求めた。
- 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」の通知を发出（平成 19 年 10 月 10 日）

福岡県の中学校の生徒が、10 月 5 日の登校中に刃物で刺され負傷した事件を受けて、登下校時の幼児児童生徒の安全確保について、万全を期するよう求めた。
- 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」の通知を发出（平成 20 年 5 月 7 日）

愛知県の高等学校の生徒が、5 月 2 日の下校中に殺害された事件を受けて、登下校時の幼児児童生徒の安全確保について、万全を期するよう求めた。
- **電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした子どもの安全確保**

電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術や、ユビキタスセンサー関連技術（複数のセンサー間での自律的な周囲環境等の情報の認識・流通を実現することで状況へのリアルタイムな対応を可能とする技術）等の研究開発を行い、技術の早期実用化を図るとともに、これらの成果をいかした“子どもの安全確保”のための実証実験を 17 年度に引き続き、18 年度も実施した。
- **路線バス等を活用した通学時の安全確保**

平成 20 年 5 月に、平成 19 年度に実施した「国内におけるスクールバスの活用状況等調査報告」及び「諸外国におけるスクールバスの活用状況」について都道府県等に配布するとともに、文部科学省のホームページに掲載することによって幅広く周知した。また、モデル地域において路線バス等をスクールバスとして活用するための方法等の検討・協議及びその結果に基づいたスクールバスの試験的な運行を行う取組を推進した。
- **子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムの構築**

学校内外における子どもの安全確保を図るため、IT（携帯電話、パソコン等）を活用し、モデル地域において不審者情報を始めとする子どもの安全に関する情報を地域で効果的に共有するシステムに係る取組を推進した。

第三節 犯罪から子どもを守るための総合対策に係る事項

- **危機管理マニュアルの活用**

平成 19 年 12 月に、近年の動向を踏まえ、各学校における子どもの安全対策を強化するため、平成 14 年 12 月に作成した危機管理マニュアルを改訂し、通学路における子どもの

安全対策を含めた「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」を作成し、配布した。

○ 地域における防犯意識を高めるための教育・啓発活動の推進

平成17年6月の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(犯罪対策閣僚会議決定)における指摘を踏まえ、広く地域の安全・安心な環境づくりを図り、子どもの安全確保にも寄与することとなる防犯教育・啓発活動、防犯ボランティア活動を、文部科学省と警察庁が連携しつつ、積極的に推進するため、①公民館、生涯学習推進センター等における防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動を積極的に推進するとともに、②「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる、防犯ボランティア活動実施の際の、講師派遣や各種指導・助言にかかる体制整備を図り、地域住民の防犯ボランティア活動への参加を促進した。

○ 安全で安心な子どもの活動拠点(居場所)の確保

平成16年度から3か年計画で、緊急かつ計画的に、安全で安心して活動できる子どもたちの活動拠点(居場所)を支援する「地域子ども教室推進事業」を展開してきた(18年度実施箇所数:全国8,272か所)。平成19年度からは、これを踏まえ「放課後子ども教室推進事業」として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域における学習活動や様々な体験活動の推進を図っている。

○ 子どもたちの下校時間までの待機スペースの設置

下校時間の早い小学校低学年の子どもたちを、高学年の子どもたちと一緒に集団下校させるなど、子どもたちを一人で下校させないために、地域住民が低学年の子どもたちを見守りつつ、様々な交流活動を行う安全・安心な活動場所を設ける「子ども待機スペース交流活動推進事業」を、平成18年度に展開した(18年度実施箇所数:全国134か所)。平成19年度からは、これを踏まえ「放課後子ども教室推進事業」として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域における学習活動や様々な体験活動の推進を図っている。

○ 学校施設の整備指針の整備

これまで、学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議において、学校施設において考慮すべき防犯対策に係る基本的な考え方や、設置者が具体的な防犯対策を計画・設計する際の留意点、今後の推進方策等、学校施設の防犯対策の在り方を総合的に提言(平成14年11月)し、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を改訂(平成15年8月、平成16年1月)するとともに、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を分かりやすく解説した手引き書を作成してきた(平成16年9月)ところであり、都道府県及び政令市の文教施設担当職員を対象とした研修会(直近では平成21年10月開催)においても、その活用と周知徹底を図った。

○ 学校施設の防犯対策

学校施設の防犯対策に係る特色ある取組を集めた「学校施設の防犯対策事例集」(平成18年2月)、学校施設の防犯対策の点検・改善マニュアル作成に当たっての視点や留意事項等をまとめた「学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調

査研究報告書」(平成18年6月)、学校施設における防犯対策の点検・改善の取組を集めた「学校施設における防犯対策の点検・改善のために」(平成19年8月)を作成し、地方公共団体等に配布した。

また、平成21年3月に、地域と連携した学校施設の防犯対策に係る主なポイントについてまとめた「学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集」を作成し、地方公共団体等に配布してきたところであり、平成21年10月に開催した都道府県及び政令市の文教施設担当職員を対象とした研修会においても、その活用と周知徹底を図った。

○ 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの安全確保

子どもが安全・安心して過ごせる児童館や放課後児童クラブの設置の促進を図る。また、児童の来所・帰宅における安全確保のため、市町村や児童館・放課後児童クラブでの必要な点検項目を示したチェックリストを发出(平成17年12月14日)したところであり、都道府県等の主管部局長及び主管課長を対象とした会議の場(それぞれ18年1月、18年3月開催)において、その周知徹底を図った。

○ 「生活塾の普及促進に関する研究会報告書」を取りまとめ、公表(平成18年9月)

○ 学習塾における児童生徒の安全の確保

経済産業省から、(社)全国学習塾協会に対し平成17年12月12日付けで指導文書を发出し、①安全を重視した学習環境の整備、②教職員の資質の向上、③通塾時における安全の確保などについて、詳細なガイドラインを策定し、会員に対する指導を行う等、学習塾における児童生徒の安全を確保するための万全の方策を早急に講ずるよう指導した。

また、経済産業省、内閣府、警察庁、文部科学省の4省庁により平成17年12月27日に「学習塾に通う子どもの安全対策に関する4省庁局長会議」を設置。同会議における検討等を踏まえて、平成18年3月16日に「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」を策定した。

さらに、本ガイドラインの周知・普及を図るとともに、学習塾等に通う子どもの安全対策が図れるよう、経済産業省及び(社)全国学習塾協会は、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力のもと、全国9カ所の主要な都市においてセミナーを開催した。

○ ユビキタス子ども見守りシステムの構築手法の普及

電子タグの高度利活用技術やユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした“子どもの安全確保のための見守りシステム”の実証実験の結果や子どもの安全確保システムの導入事例に関して、平成17年度から情報の収集を行い、その情報を公開することで、通学路の状況等様々な周辺環境や利用者のニーズに適したシステムの構築・導入に必要な手法の普及を図った。

○ いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等の防止

警察庁では、「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を開催し、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策の検討を行い、平成20年1月に「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害の防止の在り方について」を取りまとめた。これを受け、政府は出会い系サイト事業者に対する規制の強化等を内容とする出会い系サイト規制法の

改正案を平成20年の第169回国会に提出し、5月に可決・成立、12月1日からすべての規定が施行された。また、平成21年2月1日から、出会い系サイト規正法の改正に併せて改正された同法施行規則が全面施行され、利用者が児童でないことの確認方法が厳格化された。

○ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼等を行う「インターネット・ホットラインセンター」を平成18年6月から運用開始した。

また、サイバーパトロール業務の民間委託を平成20年10月から開始した。

○ 「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を通じた普及啓発

インターネット上の違法・有害情報対策に取り組むための国民レベルの意識の醸成を図るため、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」の一環として、リーフレットの配布及び各種メディアを通じた普及啓発活動を行ったほか、被害に遭わないための情報や関係省庁・関係団体の取組等について、総合的な情報収集が可能な「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」を開設した。

○ インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討

平成17年8月から、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について研究会を開催して検討を行い、平成18年8月に最終報告書を公表した。これを受け、電気通信事業者団体において「インターネット上の違法情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定し、平成18年11月に公表した。

平成19年11月には、業界団体と共同で、同ガイドライン及びモデル条項を普及、促進するために、プロバイダ事業者を中心に約500社の事業者に対する説明会を行った。

○ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定

総務省及び警察庁の支援のもと、電気通信関連団体において、警察からプロバイダ等に対してインターネット上の自殺予告者に関する発信者情報の開示を求める手続及びこれを受けたプロバイダ等において情報開示を行う際の判断基準等を整理したガイドラインを平成17年10月に策定した。

なお、運用状況を踏まえ、関係機関・団体において、更なる運用の円滑化に係る協議を必要に応じ実施する。

○ モバイルフィルタリング技術の研究開発

子どもを有害サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル（携帯電話等）向けにも実現するための研究開発を進め、平成18年3月に最終成果を取りまとめた。この研究開発における検討の成果等を活かし、平成17年夏以降、携帯電話事業者はフィルタリングサービスの提供を順次開始している。

○ 電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究

平成 18 年度に「電気通信サービスの不適正利用防止対策に関する海外調査」を実施したところであり、平成 19 年度にも引き続き、国内及び韓国の各サービス事業者における実態を把握するために、電気通信サービスの不適正利用の実態調査を実施した。

○ フィルタリングサービスの普及促進に関する携帯電話事業者等への要請

未成年者がいわゆる出会い系サイトなどインターネット上の有害な情報にアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発していることにかんがみ、特に保護者の目が届きにくい携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進を図るため、平成 18 年 11 月、内閣府特命担当大臣（青少年育成）・情報通信技術（IT）担当大臣から、携帯電話事業者 3 社に対して、青少年が用いる携帯電話のフィルタリングサービスの一層の普及に向けた取組の推進について依頼した。

また、平成 18 年 11 月、19 年 2 月、20 年 4 月の 3 度にわたり、総務大臣から携帯電話事業者及び（社）電気通信事業者協会に対し、フィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認すること、利用者の選択肢を増やすサービス提供を検討すること等を内容とする自主的取組を強化するよう要請した。

○ フィルタリングサービスの普及促進に関する都道府県知事等への依頼

フィルタリングサービスの普及促進には、携帯電話事業者等の取組だけではなく、学校関係者や保護者を始めとした住民の草の根的な地域の周知活動が重要であることに鑑み、平成 19 年 2 月、総務省、警察庁及び文部科学省が合同で、フィルタリングサービスの周知活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に依頼した。

○ 情報通信技術の活用

地域の安心安全の確立への取組を支援するため、地域住民、地方公共団体等が地域の安心安全情報を電子掲示板、電子地図、電子メール等により提供・発信し、共有する“地域安心安全情報共有システム”を希望する地方公共団体に無償で配布している。

平成 18 年 3 月に「安心安全情報ネットワーク報告会」を開催し、本システムを導入して実証実験を行っている団体のうち 5 団体から報告があった。

○ 地方警察官の増員

深刻な治安情勢に的確に対応し、危機的状況にある治安を回復するため、平成 17 年度から平成 19 年度までの間に地方警察官 1 万人を増員した。

○ 児童福祉司の増員

子どもの安全確認等の中心的役割を担う児童福祉司について、平成 20 年度地方交付税措置において標準団体（人口 170 万人）当たり児童福祉司 1 人を増員した。

○ 外国人の入国管理の適正化

平成 18 年 3 月 29 日、「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模規制改革・民間開放要望への対応方針」（平成 18 年 2 月 17 日規制改革・民間開放推進本部決定）を踏まえ、国民の安心・安全を図る視点から、日系人及びその家族が「定住者」の在

留資格を取得する要件として、「素行が善良であること」を追加するため、「定住者」の在留資格に関する法務省告示を改正した（平成18年4月29日施行）。